

公 示 書

国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 23 条第2項の規定に基づく貸付料並びに国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号)第 11 条第2項の規定に基づく売買代金及び交換差金(売買代金及び交換差金にあつては延納特約納付分に限り、それらの利息を含む。以下「貸付料等」という。)のダイレクト方式による口座振替(注)の取扱業務及びそれに付随する業務について、受託を希望する金融機関を公募します。

(注)「ダイレクト方式による口座振替」とは、貸付料等の納付に際し、財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)の使用する電子計算機から電子通信回線を通じて金融機関の使用する電子計算機に送付される納付情報により、その都度、口座振替により貸付料等を領収し、官庁会計システムに領収済通知情報を送信する方法をいいます。

令和8年1月 21 日

支出負担行為担当官

北陸財務局総務管理官 籠 康太郎

1. 公募に付する事項

(1) 公募する業務

財務局等が行う貸付料等のダイレクト方式による口座振替の取扱業務及びそれに付随する業務

(2) 公募に当たつての条件

以下の要件をすべて満たす金融機関とします。

なお、詳細は、別途交付する『「貸付料等のダイレクト方式による口座振替」の委託に係る公募要領』(以下「公募要領」という。)に記載しています。

イ 日本銀行歳入代理店(日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続(昭和 24 年大蔵省令第 100 号)第1条に規定する歳入代理店をいいます。)である金融機関

ロ 管内に本店を有する金融機関

ハ 契約期間内において、ダイレクト方式による口座振替の取扱業務を行うことが可能となる金融機関

(3) 契約期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月 31 日(水)

2. 「公募要領」及び「申請書」等の交付

- (1) 交付期間 : 令和8年1月 21 日(水)～令和8年2月 25 日(水)
8時 30 分～12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 15 分
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (2) 交付場所 : 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎7階
北陸財務局管財部管財総括第一課審理室
- (3) その他 : 郵送で交付を希望する者は、①金融機関の名称、②送付先、
③担当者、④連絡先・電話番号を、以下5の問い合わせ先まで
ご連絡ください。

3. 契約者の決定方法

申請書等必要書類を提出した者のうち、上記1－(2)に掲げた条件を満たす
全ての者と契約する。

4. 申請書等の提出

- (1) 提出期限 : 令和8年2月 25 日(水)
- (2) 提出場所 : 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎7階
北陸財務局管財部管財総括第一課審理室
- (3) 提出方法 : 持参、郵送又はメール(郵送、メールの場合は受付期限内必
着)。
メールの場合、以下5の問い合わせ先のメールアドレスに送
付願います。
なお、提出された申請書等は、審査終了後も返却しません。

5. 問い合わせ先

〒921－8508

金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎7階

北陸財務局管財部管財総括第一課審理室

TEL:076(292)7876(直通)

MAIL: shinrishitsu@hr.lfb-mof.go.jp (I は英小文字の「エル」)